

富士吉田市子ども読書活動推進計画

2012～2016



富士吉田市

目 次

第1章 はじめに

1 子ども読書活動推進計画策定にあたって	1
----------------------------	---

第2章 計画の基本的な考え方

1 子ども読書活動推進の目標	2
2 計画の対象	2
3 計画の期間	2
4 富士吉田市子ども読書活動推進計画の体系	3

第3章 子ども読書活動推進のための具体的な取り組み

1 家庭における読書活動の推進	4
(1)家庭における理解の促進	
2 市立図書館における読書活動の推進	4
(1)市立図書館の環境整備	
(2)子どもに魅力ある資料の整備・充実	
(3)ブックプレゼント事業の整備	
(4)読み聞かせ等講座・行事の充実	
(5)団体貸出制度の充実	
(6)人材の育成	
(7)障害のある子どもへのサービス	
3 幼稚園・保育園における読書活動の推進	8
(1)幼稚園・保育園の児童図書の実	
(2)幼稚園教諭・保育士の研修会等の参加	
(3)保護者への啓発	
4 学校における読書活動の推進	9
(1)魅力的な図書資料等の充実	
(2)学校図書館の情報化の推進	
(3)読書指導の充実	
(4)司書教諭及び学校司書の専門性の強化	
5 関係機関との連携、協力	10
(1)市立図書館利用促進のための連携と協力	
(2)情報交換と連携の実施等	

6 推進・支援体制の整備	11
(1)啓発・広報等の推進	
(2)関係機関との連携	
(3)施策の実施に向けて	

参考資料

1 子どもの読書活動の推進に関する法律	12
2 富士吉田市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱	15

第1章 はじめに

1 子ども読書活動推進計画策定にあたって

今日、テレビ、DVD、インターネットなどの様々な情報メディア・情報媒体の発達・普及により多様かつ大量の刺激的な情報が、簡単・瞬時に入手できるようになりました。このような情報化によって利便性が向上した反面、近年、子どもたちの文字・活字離れが懸念されているところです。

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである。」と「子どもの読書活動の推進に関する法律」の基本理念に掲げられ、社会全体でその推進を図っていくことは極めて重要なことと位置づけられています。

富士吉田市子ども読書活動推進計画は、国における「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、県における「山梨県子ども読書活動推進実施計画」を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき策定するものです。

この推進計画は、富士吉田市の子どもたちの読書活動を支え、推進するための施策や推進体制のあり方などについて、おおよそ5年間にわたる方向を示すものです。

第2章 計画の基本的な考え方

1 子ども読書活動推進の目標

子どもたちは読書を通じ、読解力・想像力・思考力・表現力等の基礎力を養うとともに、自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身につける重要な契機を得ます。

こうしたことから、市では子どもの自主的な読書活動の重要性を踏まえて、読書環境の整備を推進します。

(1) 読書活動の環境整備・充実

子どもたちが、あらゆる機会と場所において、本に出会い、自主的に読書活動ができる環境の整備を図ります。

(2) 読書に親しむための機会の提供

子どもたちが、生涯にわたって生活の中に読書が位置づけられるよう、成長段階に応じて読書に親しむ機会の提供を図ります。

(3) 読書活動についての啓発活動と推進体制の整備

子どもの読書への理解・関心を深め、魅力ある本に出会うことができるように啓発活動を進めるとともに、子どもの読書活動に関わる組織、団体が連携・協力をして推進する体制を整えます。

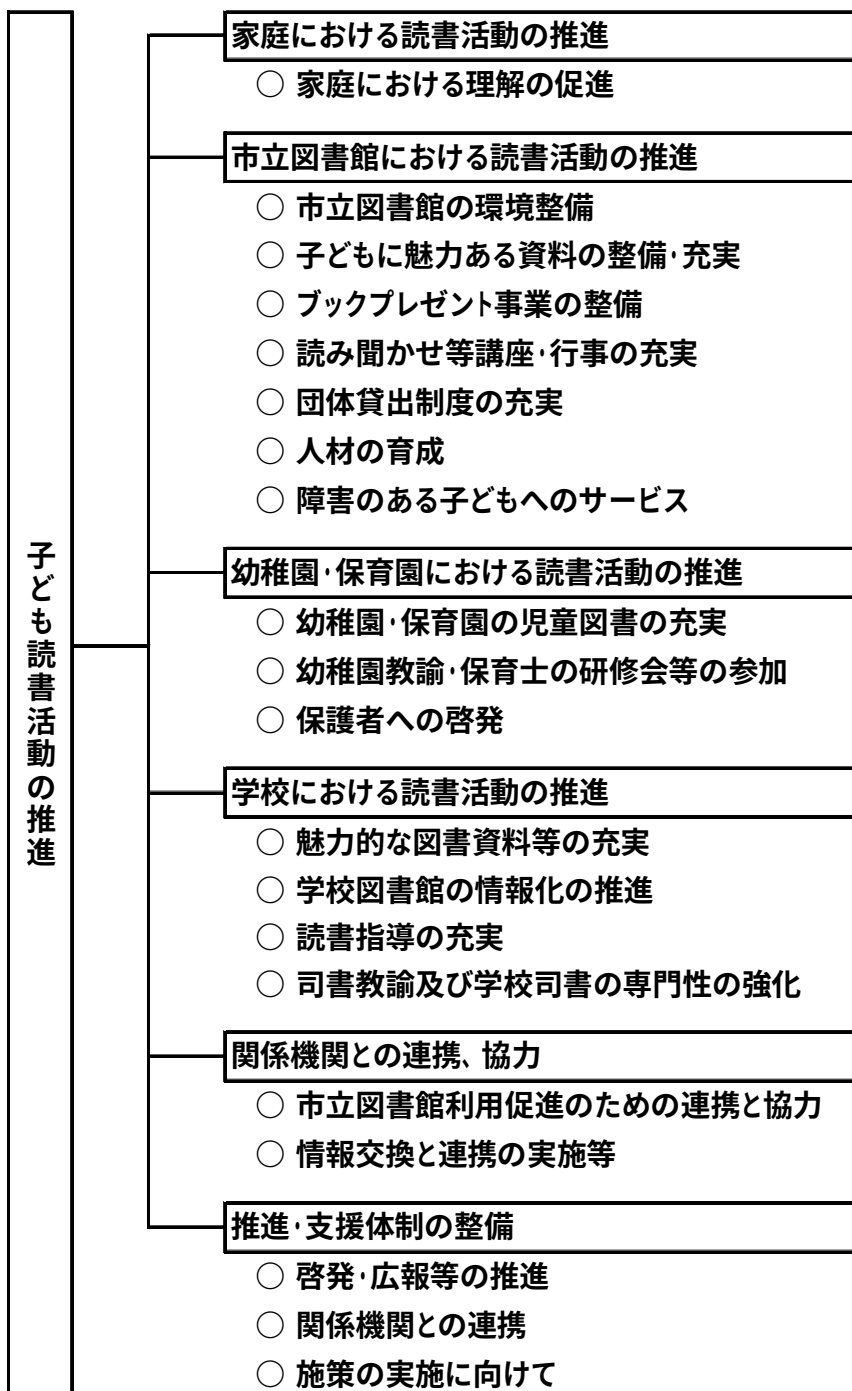
2 計画の対象

この計画の対象は、乳幼児から中学生を中心とします。

3 計画の期間

平成24年度(2012)から平成28年度(2016)までの5年間とします。

4 富士吉田市子ども読書活動推進計画の体系



第2章 子ども読書活動推進のための具体的な取組

1 家庭における読書活動の推進

家庭においては、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけを作り、読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが大切です。

(1) 家庭における理解の促進

- ①家庭教育や子育て支援に関する講座など、親子がふれあう様々な機会をとらえて、読み聞かせや子どもの読書の大切さを伝え、その楽しさや重要性についての理解の促進を図ります。
- ②乳幼児期から本を身近に感じることができるよう、おはなし会等の継続した運営推進に努め、ファーストブックプレゼント事業（注1）を通して、赤ちゃんとその保護者に、家庭での本の出会いを支援します。

注1：ファーストブックプレゼント事業

富士吉田市に生まれたすべての赤ちゃんと保護者に、絵本を通した「楽しく・安らげる」かけがえのない時間を過ごしてほしいとの観点から、4ヶ月検診を機会に絵本を手渡す事業。

2 市立図書館における読書活動の推進

市立図書館においては、子どもたちが読書に親しむ機会を享受できる環境を整備・充実していくことが大切です。

(1) 市立図書館の環境整備

- ①市立図書館は子どもの読書活動における最も身近な施設であることを認識し、子どもと本の出会いをサポートするために環境の整備に努めます。

(2) 子どもに魅力ある資料の整備・充実

- ①調べ学習・総合的な学習の時間に対応できる図書資料や郷土資料の充実に努めます。
- ②0歳から楽しめる良書の選定に努め、絵本の充実に努めます。
- ③子どもの興味・関心や知りたい欲求に応えられる図書資料の充実に努めます。

(3) ブックプレゼント事業の整備

- ①家庭における読書活動のきっかけづくりとしてのファーストブックプレゼント事業を礎として、更に小・中学校の入学時という節目に読書環境の機会を提供し、自発的な読書活動につながるようにするため、小学校入学時にセカンドブックプレゼント事業、中学校入学時にサードブックプレゼント事業（注2）として、本を児童・生徒に贈ります。

注2：セカンドブックプレゼント事業・サードブックプレゼント事業

子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、その読書活動を広げ、読書体験を深める機会を提供するため小学校入学時（セカンドブック）、中学校入学時（サードブック）にそれぞれに本を手渡す事業。



(4) 読み聞かせ等講座・行事の充実

- ①読書に親しむ機会の提供のため、読み聞かせ（注3）、ブックトーク（注4）、ストーリーテリング（注5）、パネルシアター（注6）等のおはなし会を開催します。
- ②妊婦や各年齢層の子どもとその保護者を対象に、絵本の読み聞かせの実演や、絵本リストの配布を通して絵本の紹介を行い、子どもの読書活動を支える大人の読書に対する意識を高めます。
- ③「子ども読書の日」（注7）を含む、子どもの読書週間（注8）に、読書推進行事を開催します。

注3：読み聞かせ

主に低年齢の子どもに対して読み手がともに本を見ながら音読すること。

注4：ブックトーク

一つのテーマにしたがって、複数の本を紹介すること。その目的は本の内容を伝えることではなく、紹介した本を読みたいという気持ちを起こさせること。

注5：ストーリーテリング

語り手が童話や昔話などの物語を覚えて語り聞かせること。

注6：パネルシアター

パネル布を張った板を舞台として、そこに絵や文字を貼ったり、取ったりしながら話を展開してゆく表現方法。

注7：子ども読書の日

「子どもの読書活動の推進に関する法律」により4月23日と定められた。この法律では子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないとしている。

注8：子どもの読書週間

子どもの読書の重要性と子ども読書に対する一般の関心を高めることを目的として、(財)読書推進運動協議会主催により決められた、4月23日（子ども読書の日）から5月12日までの3週間。

(5) 団体貸出制度の充実

- ①市立図書館の団体貸出制度（注9）を利用し、学校、幼稚園・保育園、放課後児童クラブ（注10）などへの利用者登録の推進を図り、子どもや親が読書に親しめる環境となるように努めます。

注9：団体貸出制度

市内に所在する事業所、機関等は団体として登録が可能となり、貸出点数は一度に200点以内、貸出期間は3ヶ月以内となる。

注10：放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している10歳未満の児童（放課後児童）に対し、授業の終了後に地区会館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

(6) 人材の育成

- ①子どもの読書活動の推進を図るためには、子どもの興味・関心のある本を知り、児童図書への理解が深く、読書指導に関する知識や技術を備えた司書などの専門職員の配置や養成が必要です。
このことから、子どもへのサービスの技術を身につけられるよう職員に様々な研修への参加を奨励し、読書相談やレファレンスサービス（注11）体制を確立します。
- ②地域、家庭での「読み聞かせの大切さ」「読書の大切さ」をさまざまな場面で伝えることのできる人材を育成、支援するために、市立図書館でボランティア養成講座を計画的に開催します。

注11：レファレンスサービス

利用者が必要な情報・資料などを求めた際に、情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務。

(7) 障害のある子どもへのサービス

- ①障害のある子どもの市立図書館への見学を積極的に受入れ、本に親しんでもらいます。

3 幼稚園・保育園における読書活動の推進

幼児期に絵本や物語などに親しむ楽しさを知ることができるような環境づくりが大切です。

(1) 幼稚園・保育園の児童図書の実

- ① 成長段階に応じた絵本・紙芝居等を、市立図書館の団体貸出制度を利用するなどして、より一層の充実を図ります。

(2) 幼稚園教諭・保育士の研修会等の参加

- ① 子ども読書に関する研修会や講演会に積極的に参加することによって、幼稚園教諭や保育士の資質向上に努めます。

(3) 保護者への啓発

- ① 子どもが本に親しむ機会を得るためには、家庭での働きかけも必要であることから、読み聞かせの大切さや絵本の紹介など保護者の啓発に努めます。



4 学校における読書活動の推進

小学校・中学校各学校段階において、児童・生徒の読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けさせることが大切です。

(1) 魅力的な図書資料等の充実

- ①教師や児童・生徒の要望と学校図書館として購入したいと考える図書について広い視野から検討し、学習活動のための図書や資料などの充実を図り、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、子どもにとって読みたい本がある図書館整備に努めます。

(2) 学校図書館の情報化の推進

- ①学校図書館と市立図書館とのネットワーク化を図ることにより、市立図書館及び学校図書館相互の図書資料の利用を可能にし、本の物流も含め利用環境の整備に努めます。

(3) 読書指導の充実

- ①児童・生徒が読書に親しみ、読書習慣を身につけるためには発達段階に応じた読書活動への支援が必要です。
このことから段階に応じ、地域の特性などを考慮した推薦図書や必読図書を選定・紹介し読書の奨励を図ります。

(4) 司書教諭及び学校司書の専門性の強化

- ①学校図書館の運営にあたっては、校長の理解・指導の下、司書教諭が中心となり、教員、学校司書等が連携・協力し、それぞれの立場から、学校図書館の機能の充実を図ります。
- ②活動の中心となる司書教諭及び学校司書等を対象に、そのニーズにあった研修機会を設け専門性の強化に努めると共に、情報交換並びに指導力の向上を図ります。

5 関係機関との連携、協力

資料や情報の相互利用を図り、関係機関が連携して協力できる体制の推進が大切です。

(1) 市立図書館利用促進のための連携と協力

- ①小学生の社会科見学や中学生の就業体験など図書館に慣れ親しみ、より身近なものとして感じてもらう機会を学校等と連携する中で積極的に作ります。

(2) 情報交換と連携の実施等

- ①市立図書館と学校図書館との緊密な連携・協力関係を築くとともに、幼稚園・保育園、また、読み聞かせボランティア等とも情報交換を行い、子どもの読書環境の充実を図ります。
- ②市が実施する乳幼児検診時に連携し、絵本の読み聞かせの実演や、絵本リストの配布を通して絵本の紹介を行い、子どもの読書活動を支える大人の読書に対する意識を高めます。
- ③県立図書館をはじめとする他の公立図書館の図書資源を活用するため、相互貸借制度（注12）を利用して子どもたちに提供します。

注12：相互貸借制度

自館に所蔵されていない資料を、所蔵する他館に借り受けたり、また同様に所蔵する資料を他館に貸し出すというように相互に資料の貸借を行うこと。

6 推進・支援体制の整備

家庭や地域、市民全般に十分な情報提供がなされることが大切です。

(1) 啓発・広報等の推進

- ①市立図書館ホームページや広報ふじよしだ、CATV、報道機関などによって、「子ども読書の日」をはじめとする子どもの読書活動に関する情報の提供および啓発に努めます。
- ②子どもが本に出会うための場所や機会を増やしている読み聞かせボランティア等の団体は読書活動の推進に欠かすことの出来ない重要な存在と言えます。市立図書館はこれらの団体をさまざまな方面から支援し連携を強化していきます。

(2) 関係機関との連携

- ①地域での活動や学校の活動が、相互の理解や協力の下に進められるように、関係機関が連携して本計画の推進を図ります。

(3) 施策の実施に向けて

- ①本計画に掲げられた各種施策を実施するため、市をはじめとする関係機関や団体等の役割に応じて、必要な人材の確保並びに財政上の措置を講じるように努めます。



参 考 資 料

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体を実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

富士吉田市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 富士吉田市子ども読書活動推進計画の策定に当たり、子どもの読書活動を推進するために、富士吉田市子ども読書活動推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 委員会は、富士吉田市子ども読書活動推進計画に関する事項を検討する。

（構成）

第3条 委員会は、別表に掲げる者、15人以内をもって構成する。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、別表に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（招集等）

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて検討事項に関係ある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、図書館において処理する。

（設置期間）

第7条 委員会の設置期間は、平成23年11月1日から平成24年3月31日までとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成２３年１１月１日から施行する。

別表（第３条、第４条関係）

学校校長会代表

司書教諭代表（小・中）

図書室代表（小・中）

図書館協議会副委員長

図書館協議会委員１名

市民生活部子育て支援課長

市民生活部健康長寿課健康推進室長

市民生活部市民活動推進課長

教育委員会次長

教育委員会学校教育課長

教育委員会生涯学習課長

教育委員会図書館課長

教育委員会教育研修所長